

提案審査の評価項目及び評価の着眼点

評価項目	ねらい	8 7 8			着眼点	配点	評価基準
		A	B	C			
① 実施能力	・市内下水道管路施設に関する知見の度合いを確認する。	●	●	●	①-1. 過去5箇年の受注実績のうち、横浜市内の既設下水道管路施設に係る業務を受注もしくは受託した実績を何件有しているか。	各10点 [20点]	5段階評価
		●	●	●	①-2. 過去5箇年の横浜市の下水道管路施設に係る上記を除く業務の受注実績を何件有しているか。		
② 実施方針	・業務目的の理解度や、目的を踏まえた具体的な実施手順、想定される課題が明確になっているかを確認する。 ・中大口径下水道管の特徴をとらえた危機管理、安全対策が検討されているか。	●	●		②-1. 業務目的及び業務内容について、十分に理解しているとともに各業務について業務の特性を理解し、的確な業務手順・課題認識等が示されているか。	各10点 [20点]	3段階評価
		●	●		②-2. 的確な危機管理、安全対策に関する提案がされているか。		
③ 業務内容への提案	・より品質の高い業務とすることを促す。	●			③-1. 業務全体として適切なセルフチェック方法が提案されているか。	各10点 [30点]	3段階評価
		●			③-2. 計画的業務を確実に実施するための調整能力や業務遂行能力を有し、品質を確保するための適切な体制の構築や取組を行っているか。		
		●			③-3. 緊急的業務を確実に実施するための調整能力や業務遂行能力を有し、品質を確保するための適切な体制の構築や取組を行っているか。		
④ 追加提案	・その他、本業務を通じた提案者独自の創意工夫を促す。	●			④-1. 新技術の提案	各10点 [20点]	3段階評価
				●	④-2. 市職員や市内企業の技術力向上及び地域住民の下水道事業に対する理解促進に関する提案 (横浜市への貢献に対する提案)		
⑤ 構成員の関与度合い	・構成員自らが業務に携わり、業務履行の確実性の高い体制の構築を促す。		●	●	⑤-1. 実作業を担当する企業が保有している機材や車両等を写真等で確認できるか。	各10点 [30点]	5段階評価 (連携手法のみ) 3段階評価
			●	●	⑤-2. 統括マネジメント業務を除く実作業を、構成員が自ら行うか。		
			●		⑤-3. 構成員間の連携手法が示されているか。		
⑥ 地域貢献度	・横浜市中心企業振興基本条例を踏まえ、市内中小企業の最大限の活躍を促し、市内経済の活性化につなげる。			●	⑥-1. より多くの市内企業を構成員として活用しているか。	各10点 [30点]	3段階評価
				●	⑥-2. 横浜市中心企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、事業費のうち、市内企業が受け持つ割合が多くなっているか。		
				●	⑥-3. 構成員に本市の下水道事業に関わる災害時協定を締結している団体に所属している企業を多く活用しているか。		
⑦ 企業としての取組	・本市が推進している環境に対する取組や健康経営の推進といった企業独自の積極的な取組を促す。 (横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準等)				⑦-1. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	各1点 [10点]	2段階評価
					⑦-2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		
					⑦-3. 次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得		
					⑦-4. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		
					⑦-5. 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成		
					⑦-6. 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		
					⑦-7. 横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づき、計画書を提出しているか。		
					⑦-8. 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進しているか。		
					⑦-9. その他環境に配慮した取組を実施しているか。		
					⑦-10. 公共事業以外で自発的に地域貢献に取り組んでいるか。		
計 160点 (25項目)							

A: 『品質の確保』に関する着眼点
 B: 『安定した履行体制』に関する着眼点
 C: 『横浜市中心企業振興基本条例』に関する着眼点

※①～⑥の評価項目のうち、1項目でも0点の評価があった場合は失格とする。